

CGC協会 活動説明資料

- CGC協会の活動について
- 作業報告書の提出について
- 活動中に不慮の事故が起きた場合について



～CGC協会の活動について～

1 CGC協会とは

クリーン グリーン コンサーヴェーション
CGC協会とは、Clean Green Conservation協会の略です。
(Clean=きれい、Green=緑、Conservation=保全)

CGC協会は、植樹帯や植樹林、その周辺の清掃、除草、かん水、街路樹の支障枝の除去(簡易なもの)など街路樹に関する美化活動を行う団体のことを言います。

2 CGC協会の活動回数について

CGC協会による街路樹愛護活動は、「年12回以上」行ってください。

3 CGC協会の活動報告について

CGC協会の活動報告は、下記のとおり「年3回の活動報告書などの提出」をお願いします。
※第2回目の報告書提出時のみ活動状況写真の提出をお願いします。

活動報告の提出期限

① 第1回目の報告書の提出

提出物：作業報告書

② 第2回目の報告書の提出

提出物：作業報告書、活動状況写真(作業前、作業中、作業後の写真)

※写真は、普通紙に印刷したもので構いません。

③ 第3回目の報告書提出

提出物：作業報告書

～CGC協会の活動時に出るゴミの処理方法について～

CGC協会の活動で出たゴミの処理方法については、下記のとおりお願いいたします。

※ゴミ処分に関するフロー

CGC協会により、草取り、軽微な剪定、ゴミ拾いなどの活動



草やゴミなどは、CGC協会にて事業系ごみ袋(青色透明)に入れ、通行の邪魔にならない場所へ集積し、市に連絡してください。

その際に、集積場所と、ゴミ袋の数を報告してください。

※事業系ごみ袋の配布は行っておりません。



ゴミの回収および処分

※「実線」の枠内の内容がCGC協会の活動内容です。

※「破線」の枠内は市で行う内容です。

～活動中に不慮の事故が起きた場合について～

CGC協会の清掃活動中に不慮の事故が起きた場合に補償の適用が可能です。
平成 12 年度より岡崎市において清掃活動中に起きた事故に対して保険金が支払われる傷害賠償保険に加入致しました。

この傷害賠償保険は、CGC協会として岡崎市に登録している各会の会員の方が、街路樹の清掃活動中に不慮の事故を起こされた場合に適用されます。

活動中に起きた事故と認められれば、保険金が支払われます。万一事故が発生した場合は、ご連絡をお願いします。

「市民活動総合補償保険」の詳細につきましては、下記アドレスよりご確認ください。

市民活動総合補償保険

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1103/1126/p004796.html>